

新潟市健幸すまいリフォーム助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が健康で幸せに暮らせる住環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリー化、子育て対応リフォーム又は温熱環境改善リフォーム並びにそれに併せて行う居住環境又は住宅機能の維持又は向上のための住宅リフォーム工事を行う者に対し、その費用の一部を補助する新潟市健幸すまいリフォーム助成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 本市の区域内（以下「市内」という。）に現に存する専ら居住の用に供する建築物又は建築物の部分（過去に人の使用に供されたことのないものを除く。）で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 一戸建て住宅（店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある建築物で、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という。）を含む。）

イ 共同住宅、長屋その他集合住宅の住戸内部分（店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある住戸で、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住戸」という。）を含む。）

(2) 子ども部屋 補助対象工事後の住宅における、壁、建具等で区画された室又は室の一部で、当該住宅に居住する中学生以下の子どもが主として使用するためのものをいう。

(3) 基本工事 次のいずれかに該当する工事（使用する機器及び材料は未使用品とし、一の工事に係る材料と施工を、同一の事業者が発注するものに限る。）

ア 自ら居住する者又は居住する予定の者にとっての、住宅（一戸建て住宅にあつてはその存する敷地環境を含む。以下この号において同じ。）におけるバリア（日常生活における移動又は動作の支障となる物理的な障害をいう。）を改善又は解消するために行うバリアフリーリフォーム工事（別表第1に定めるものに限る。）

イ 自ら居住又は居住を予定している住宅で行う子育て対応リフォーム工事（別表第2に定めるものに限る。）

ウ 自ら居住又は居住を予定している住宅で行う温熱環境改善リフォーム工事（別表第3に定めるものに限る。）

(4) プラス工事 居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るために住宅の居住の用に供する部分において基本工事と併せて行う住宅リフォーム工事（住宅の床面積の2分の1を超えない範囲の一部改築、一部増築又は一部減築を含む。）をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、基本工事又は基本工事及びプラス工事（以下「対象工事」という。）を行うもので、当該工事に係る補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計が10万円以上である事業とする。

2 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

(1) 本市に居住している又は第10条に規定する実績報告書の提出までに居住する予定の者。なお、対象工事に第2条第3号イを含む場合、中学生以下の子どもがいる世帯、又は妊娠している者がいる世帯に属していること。

(2) 自ら居住する住宅又は第10条に規定する実績報告書の提出までに居住する予定の住宅において、市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書（別記様式第1号の2）及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）

又は市内に住所を有する個人事業主に対象工事を発注し、行う個人であること。

(3) 過去に本補助金、子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業補助金、空き家活用推進事業（ただし、流通促進活用タイプ（跡地活用）を除く）、空き家活用リフォーム推進事業補助金、又はU I J 支援にいがたすまいリフォーム助成事業補助金の交付を受けていないこと。

(4) 補助金の交付の決定を受けた後に対象工事に着手するものであって、当該交付決定を受けた年度の3月15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たる場合は、その日前においてその日に最も近い休日等でない日）までに、第10条に規定する実績報告書を提出できること。

(5) 市税を完納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、対象工事に係る経費とする。ただし、次の各号に掲げるものに係る経費、消費税及び地方消費税相当額を除く。

(1) 土地の購入及び工事中の仮住居に係るもの

(2) 家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く。）及び照明器具、並びに基本工事の対象となるものを除く電化製品（エアコンを含む。）及び暖房器具等の備品に係るもの

(3) 電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）

(4) 併用住宅又は併用住戸にあっては、居住の用に供する部分以外の部分に係るもの

(5) 外構（基本工事の対象となるものを除く。）、植栽及び居住の用に供さない別棟の建築物に係るもの

(6) 下水道接続及び浄化槽設置に係るもの

- (7) 太陽光発電システム及びペレットストーブの設置に係るもの
- (8) 市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの
- (9) その他補助の対象として市長が不相当と認めるもの

2 併用住宅において、屋根又は外壁などの住宅リフォーム工事で、居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区分せずに併せて行う住宅リフォーム工事（以下「併用共通工事」という。）に係る補助対象経費を算定する場合には、居住の用に供している部分の床面積を建築物全体の床面積で除して得た値に、併用共通工事に係る費用の合計額を乗じて得た額を補助対象経費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、別表第4に定めるとおりとする。

2 本補助金、子育て・高齢者支援健幸すまいリフォーム助成事業補助金、空き家活用推進事業（ただし、流通促進活用タイプ（跡地活用）を除く）、空き家活用リフォーム推進事業補助金及びU I J支援にいがたすまいリフォーム助成事業補助金の交付は、一の住宅につきいずれか1回を限度とする。

（申請者の責務）

第6条 申請者は、誠実に補助事業を行うとともに、紛争防止に努めなければならない。

2 対象工事を行う住宅の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けると。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、対象工事に着手する前に補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に係る工事見積書の内訳証明書（別記様式第1号の2）

- (2) 対象工事を行う住宅の全景写真（申請日前3ヶ月以内に撮影されたものに限る。）
 - (3) 申請者に新潟市税の滞納がないことが確認できる納税証明書
 - (4) 第3条第2項第1号の規定に該当する世帯であることが確認できる住民票の写し（申請日前6ヶ月以内に発行されたものに限る。）又は中学生以下の同一世帯員の氏名及び住所が確認できる書類の写し（本市に居住している場合及び対象工事に第2条第3号イを含む場合に限る。）。ただし、妊娠している者がいる世帯である場合は母子健康手帳の写し（親の名前及び住所が分かるもの）に替えることができる。
 - (5) 居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面（併用住宅又は併用住戸の場合に限る。）
 - (6) 一部増築、一部改築又は一部減築の工事がある場合においては、当該工事に係る部分の床面積及び既存部分の床面積が確認できる図面
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （事務手続の代行）

第8条 申請者は、補助金の申請に係る事務の手続きを第三者に代行させることができる。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、第6条の規定による申請を受理したときは、当該申請内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

3 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助事業の廃止）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた補助事業を廃止しようとするときは、速やかに廃止承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は前項の規定による申請を受理したときは、当該申請の内容を審査し、その廃止を承認したときは当該承認に係る補助金の交付の決定を取り消し、その旨を廃止承認・交付決定取消通知書（別記様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 対象工事に要した費用の領収書の写し

（2） 対象工事が行われた箇所の工事前および工事後の状況が確認できる写真（工事前写真は申請日から3ヶ月前の日付以降に撮影されたものに限る。）

（3） 申請者に新潟市税の滞納がないことが確認できる納税証明書

（4） 第3条第2項第1号の規定に該当する世帯であることが確認できる住民票の写し（申請日前6ヶ月以内に発行されたものに限る。）又は中学生以下の同一世帯員の氏名及び居住する予定であった住宅の住所が確認できる書類の写し（対象工事を行った住宅に居住する予定であった申請の場合及び対象工事に第2条第3号イを含む場合に限る。）。ただし、妊娠している者がいる世帯である場合は母子健康手帳の写し（親の名前及び住所が確認できるもの）に替えることができる。

（5） 交付決定を受けた補助事業の内容を変更した場合は、当該変更の内容が確認できる書類

（6） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受領したときは、当該報告内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは交付決定をした額の範囲内において補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） その他関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記様式第8号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備及び保存）

第15条 補助事業者は、当該補助事業における経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該工事の完了した会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産等の耐用年数を

勘案して適当な期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保にしてはならない。

(協力)

第17条 市長は、補助事業者に対し、アンケート、調査その他の協力を求めることができる。

(書類提出の方法)

第18条 市長は、第7条、第10条及び第11条に規定する申請、廃止及び実績報告の方法を別に定めることができる。なお、書面によらない提出方法の場合は、第7条、第10条及び第11条に規定する様式に準じた様式に代えるものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

3 第13条から第17条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月15日から施行する。

(補助金の交付対象の特例)

2 平成25年3月25日から平成25年3月31日までの補助金の交付申請については、第2条第1項第4号中「中学生以下の子ども」を「平成25年4月1日時点において中学生以下である子ども」に、同項第9号ア中「前年度以降」を「平成24年度以降」に読み替えるものとする。

3 平成25年3月25日から平成25年3月31日までに第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けたものについては、第3条第2項第7号中「当該交付決定を受けた年度の」を「平成26年」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

(補助金の交付対象の特例)

2 平成26年3月24日から平成26年3月31日までの補助金の交付申請については、第2条第1項第4号中「中学生以下の子ども」を「平成26年4月1日時点において中学生以下である子ども」に、同項第9号ア中「前年度以降」を「平成25年度以降」に読み替える

ものとする。

- 3 平成26年3月24日から平成26年3月31日までに第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けたものについては、第3条第2項第7号中「当該交付決定を受けた年度の」を「平成27年」に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年7月25日から施行する。ただし、第6条及び第10条を改正する規定については、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受け、同第11条による補助金の交付を受けていないものは、改正後第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けたものとみなす。なお、交付の決定日は従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にある改正前の別記様式第1号、同第1号の2、同第3号及び同第5号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月7日から施行する。

(補助金の交付対象の特例)

2 令和4年3月7日から令和4年3月31日までの補助金の交付申請については、第2条第

1 項第 2 号、第 3 条第 2 項第 1 号、別表第 1 及び別表第 2 中「中学生以下の子ども」を「令和 4 年 4 月 1 日時点において中学生以下である子ども」に、読み替えるものとする。

- 3 令和 4 年 3 月 7 日から令和 4 年 3 月 31 日までに第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けたものについては、第 3 条第 2 項第 4 号中「当該交付決定を受けた年度の」を「令和 5 年」に読み替えるものとする。

(経過措置)

- 4 この要綱の施行の際現に改正前の第 8 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 2 月 28 日から施行する。

(補助金の交付対象の特例)

- 2 令和 5 年度中に第 9 条第 1 項の規定による補助金の交付決定を受けたものについては、第 3 条第 2 項第 4 号中「当該交付決定を受けた年度の 3 月 15 日」を「令和 6 年 7 月 31 日」に読み替えるものとする。

別表第1（第2条関係）

対象工事	要件
手すりの設置	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、手すりを設置する工事であること
段差の解消 スロープの設置	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、障害となっている段差を解消若しくは改善する工事又はスロープを設置する工事であること
床のノンスリップ化	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、床を粗面又は滑りにくい材料に改修する工事であること
通路・開口部の拡幅 建具改修	日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、通路・開口部を拡幅する工事又は建具を拡幅若しくは改修する工事であること
設備機器のバリアフリー化	<p>日常生活における移動や動作を安全又は容易にするため、次のいずれかに該当する工事であること</p> <p>ア エレベーター若しくは階段昇降機を新たに設置する工事又は既存の設備機器よりも安全性若しくは機能が向上するものに改修する工事</p> <p>イ 既存の浴室又は浴槽を本表中第1項から第4項に掲げる要件のいずれかに適合するものに改修する工事</p> <p>ウ 既存の和式便器を洋式便器に改修する工事</p>
その他のバリアフリーリフォーム工事	<p>居住する者又は居住を予定する者の中に高齢者、障がい者、中学生以下の子ども又は妊娠している者がいるなど、日常生活における移動や動作を安全又は容易にするために特別な理由があると市長が認めるバリアフリーリフォーム工事であること</p>

別表第2（第2条関係）

対象工事	要件
子ども部屋の増築	子ども部屋を新設または拡張するために行う子ども部屋の増築工事（住宅の床面積の2分の1を超えないものに限る）及びそれに関連する子ども部屋の整備のための工事であること。
子ども部屋の改修	子ども部屋において行う、居住環境又は住宅機能の維持又は向上を図るための住宅リフォーム工事であること。ただし、第2条第3号ウに該当する工事を除く。
その他の子どもの事故防止工事	<p>住宅における、当該住宅に居住する中学生以下の子どもが使用する部分で、子どもが当事者となる事故の防止又は被害の軽減をすることが主たる目的の工事であること。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。</p> <p>ア 第2条第3号アに該当する工事</p> <p>イ 経年や使用に伴う破損又は劣化により事故の原因となりうる部分を対象とした工事</p>
子どもを見守りやすい間取りへの変更工事	<p>住宅における、子供の様子を把握しやすい間取りとするために行う、次のいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア 対面形式のキッチンの設置</p> <p>イ 子どもを見守れる間取りへの改修工事(キッチンに面したリビング)</p>
家事負担の軽減に係る改修工事	<p>住宅における、家事負担の軽減に資する次のいずれかに該当する設備を設置する工事であること。</p> <p>ア ビルトイン食器洗機</p> <p>イ ビルトイン自動調理対応コンロ</p>

	ウ 掃除しやすいレンジフード エ 宅配ボックス
--	----------------------------

別表第3（第2条関係）

対象工事	要件
開口部の断熱改修工事	<p>外気に面した開口部において、改修後の熱貫流率が $4.65 \text{ (W/m}^2\cdot\text{K)}$ 以下になるよう行う次に掲げるいずれかに該当する工事であること。</p> <p>ア 内窓設置（既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの及び既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するものをいう。）</p> <p>イ 外窓交換（既存の窓等を取り除き、新たに窓等を設置するものをいう。）</p> <p>ウ ガラス交換（既存の窓等に入ったガラスを取り除き、新たなガラスに交換するものをいう。）</p>
外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事	<p>外気に面する外壁、屋根、天井又は床のいずれかの部位に、熱伝導率 $[\text{W}/(\text{m}\cdot\text{K})]$ が 0.052 以下のノンフロン製品である断熱材を用いる工事であること。</p>
浴室又は脱衣室の暖房機器設置工事	<p>浴室又は脱衣室に、固定式の暖房機器を設置する工事であること。</p>

別表第4（第5条関係）

基本工事種類の数	補助金の額
基本工事を1種類のみ行う場合	補助対象経費の10分の1以内の額（この額が5万円を超えるときは5万円以内の額）とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
基本工事を2種類以上行う場合	補助対象経費の10分の1以内の額（この額が10万円を超えるときは10万円以内の額）とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。